

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3019号から第3022号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3019号から第3021号まででは、横浜市長が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3022号では、横浜市水道事業管理者が行った非開示決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「請求者がA課長あて令和2年2月28日付で相談課より求めた文書が未回答になっている。処理未済の不作為と思われるので進捗について閲覧開示を求める。」ほかの非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3019号から第3021号まで】

- (2) 「横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3022号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3019 ～ 3021	答申別表1及び別表2に記載のとおり				個人	市長
3022	令和3年4月23日	令和3年5月7日	令和3年5月10日	令和3年6月9日	個人	水道事業管理者

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3019 ～ 3021	答申別表1の「審査請求文書」欄に掲げる各文書（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>（当該開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得していないことから、保有していないため）</p>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3022	横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。) 第9条に基づき非開示 (当該文書の存否を答えること自体が個人情報情報を公にすることとなり、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることができない文書であるため)	対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3019 ～ 3021	<p>《答申に当たっての適用条例について》 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》 横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報(以下「市民の意見等」という。)を広聴情報データベースシステムにより管理し、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、要綱に基づき「市民の声」事業を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、特定個人から「市民の声」事業により寄せられた3つの意見(答申別表1の請求No.1は令和2年2月28日付、請求No.2は同年3月30日付、請求No.3は同年11月16日付のもの)に関する実施機関の対応に係る事実関係が分かる文書と考えられる。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》 ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。 令和2年2月25日付の実施機関からの回答文において、同様の趣旨のご意見には回答すべき内容がないことから、今後の回答は差し控えさせていただくことを特定個人に伝えている。 そして、答申別表1の請求No.1からNo.3までに係る意見は従前と同様の趣旨のものであったことから、特定個人に対して回答する内容はなく、進捗を管理する必要もないため、本件審査請求文書は作成していないし保有していない。 イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3022	<p>《答申に当たっての適用条例について》 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3022</p>	<p>請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《水道事業における給水及び給水停止に係る事務について》</p> <p>ア 横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）では、横浜市の水道の管理に関する事項等が定められている。</p> <p>イ 給水を受けようとする者は、実施機関に申し込まなければならない、使用者等は、給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、速やかに実施機関に届け出をする義務がある。</p> <p>ウ 水道条例第39条は、給水停止処分について規定しており、同条各号のいずれかに該当する場合は、その理由が継続する間、水道の給水を停止する。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること、二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>このように存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、上記二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否の要件①該当性</p> <p>開示請求書の「横浜市特定区特定町特定地番の水道の開栓・停水の年月日がわかる文書」との記載からすれば、審査請求人は、横浜市特定区特定町特定地番（以下「特定地番」という。）の水道の開栓・停水という特定の場所、特定の事項に限定した開示請求を行っているとして解される。</p> <p>そのため、本件開示請求に対して、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在を理由とした非開示決定を行った場合、特定地番における水道の開栓・停水の事実の有無が公になる。</p> <p>ウ 存否応答拒否の要件②該当性</p> <p>旧条例第7条第2項第2号本文では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）については、特定個人を識別することができるもの等を開示しないことができると規定している。</p> <p>実施機関は、特定地番における水道の開栓・停水の実事の有無に係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため、同号の非開示事由に該当すると主張する。</p> <p>しかし、この点について実施機関に確認したところ、特定地番における給水装置の使用については、従前から業務用として扱われており、これに対し使用者からなんらかの異議が述べられた事実も認められないとのことであった。そういった経緯を踏まえれば、本件情報が同号に該当するとの実施機関の主張は、合理性に欠けると言わざるを得ない。</p> <p>一方、旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。</p> <p>しかし、本件情報により、水道の使用状況等を推認させる可能性はあるとしても、これを公にすることにより当該給水装置の使用上の正当な利益を害するおそれがあるとまで</p>

答申 番号	判断の要旨
3022	<p>はいえない。</p> <p>そのため、本件情報は同号アの非開示事由に該当しないし、同号イの非開示事由にも該当しない。</p> <p>したがって、上記《存否応答拒否について》の、①で公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれていること、との要件に該当しない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ及び第4号から第6号まで省略）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881